白川町森林整備計画　変更計画（案）

白川町森林整備計画
変更計画

計画期間　自　令和４年４月１日
　　至　令和１４年３月３１日

令和８年３月３１日変更
白川町告示１６号

岐阜県白川町

岐阜県白川町

森林法第１０条の６第３項の規定に基づき、白川町森林整備計画を次のように変更します。
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。
なお、変更計画の施行日は令和８年４月１日とします。

白川町森林整備計画の一部変更

目次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1
１　（略） 1
２　森林整備の基本方針 1
３　（略） 2
Ⅱ　森林の整備に関する事項 2
第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 2
１　（略） 2
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 2
３　（略） 2
第２ 造林に関する事項 3
１　人工造林に関する事項 3
２　（略） 4
３　（略） 4
４　（略） 4
５　（略） 4
第３ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法　その他間伐及び保育の基準 4
１　（略） 4
２　保育の種類別の標準的な方法 4
３　（略） 5
第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 5
１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 5
２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 6
３　（略） 6
第５ 森林配置計画の将来目標区分に関する事項 6
１　基本的な考え方 6
２　（略） 8
３　（略） 8
４　（略） 8
５　（略） 8
第６ （略） 8
第７ 森林施業の共同化の促進に関する事項 9
１　（略） 9
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 9
３　（略） 9
４　（略） 9
第８ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 9
１　（略） 9
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項 9
３　作業路網の整備に関する事項 10
４　（略） 11
第９ その他必要な事項 11

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 11
２　（略） 12
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 12
III（略） 13
IV（略） 13
Vその他森林の整備のために必要な事項 13
１　森林経営計画の作成に関する事項 13
２　（略） 13
３　（略） 13
４　（略） 13
５　（略） 13
６　（略） 13
７　（略） 13
VI　付属資料 14
１（略） 14
２　別表 14

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　（略）

２　森林整備の基本方針

（１）　（略）

（２）　森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては「将来目標区分」に基づく森林配置への誘導を図りつつ、「森林機能区分」に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとします。

はじめに、森林機能区分ごとの森林整備及び保全の基本方針について、表Ⅰ-1-2-2に示します。

表Ⅰ-1-2-2 各機能に応じた森林整備及び保全の基本方針

機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。 また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進する。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

３　（略）

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　（略）

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（１） 伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表Ⅱ-1-2-1に示すとおりです。

表Ⅱ-1-2-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知、令和５年３月31日付け４林整整第924号林野庁長官通知による一部改正）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとし、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

（２） （略）

３　（略）

第２ 造林に関する事項

（略）

１　人工造林に関する事項

（略）

（１） 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表Ⅱ-2-1-1のとおりとします。

表Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

<table>
<tr><td>一般的事項</td><td>・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。
・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。
・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。
・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。
・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。
・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は白川町の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。
・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</td></tr>
<tr><td>人工造林の対象樹種</td><td>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。
<table>
<tr><td>区分</td><td>針葉樹</td><td>広葉樹</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>人工造林の対象樹種</td><td>スギ・ヒノキ・カラマツ・イチイ・マツ類</td><td>カエデ・ケヤキ・ホオノキ・ウルシ・コナラ・ミズナラ</td><td>左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>最深積雪深による造林樹種の区分</td><td>・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。
（飛驒川地域森林計画 資料編第2章1　最深積雪深図 参照）
<table>
<tr><td>最深積雪深</td><td>樹種及び留意事項</td></tr>
<tr><td>1.0m未満の地域</td><td>・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td></tr>
<tr><td>1.0m以上の地域</td><td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td></tr>
<tr><td>1.5mを超える地域</td><td>・ヒノキの人工造林を避ける</td></tr>
<tr><td>2.5mを超える地域</td><td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林（天然林型）及び天然生林施業によって森林整備を図る</td></tr>
</table>
（関連参考；飛驒川地域森林計画 資料編第2章3　冠雪害危険度マップ）</td></tr>
<tr><td>カシナガ等被害跡地の造林樹種</td><td>・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。</td></tr>
</table>

（２）　（略）

（３）　（略）

２　　（略）

３　　（略）

４　　（略）

５　　（略）

第３　　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

人工林は、間伐の適期実施など適正な森林整備を実施します。

間伐は、林冠が閉鎖し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するよう行うものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

１　　（略）

２　　保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、表Ⅱ-3-2-1のとおりとします。

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとします。

表Ⅱ-3-2-1 保育基準表

種類	樹種	実施年齢及び回数等
下刈	スギ	植栽の年から5年間、年1回夏期に行う。
	ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回夏期に行う
つる切り	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。
除伐	スギ	下刈終了後、3年目に1回を標準とする。 なお、つる切りを同時に行うものとする。
	ヒノキ	下刈終了後、2年間隔で2回を標準とする。 つる切りを同時に行うものとする。
枝打ち	スギ ヒノキ	枝下高3.5m程度までを3回で打ち上げることを標準とする。具体的には、積雪の少ない地域では根元直径が6cm(2～4齢級)の時期から開始し、2回目以降の枝打ちは巻き込みが完了し、枝下径が6cmに生長したごとに行うこととする。 なお、枝打ち季節は、生育休止期である10月から3月とする。
雪起こし	スギ ヒノキ	造林地への降雪状況に応じ、倒伏木について、消雪後に行う。多雪地域(積雪1.0m以上)については降雪状況にもよるが、毎年行う必要性がある。

※本基準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行する

こと。
３　（略）

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）（略）
（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林等）

ア（略）

イ　施業の方法
アの①及び②に掲げる森林においては、以下によるものとします。
（ア）　特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
（イ）　それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
（ウ）　適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの③に掲げる森林においては、以下によるものとします。
（ア）　特に機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行う。
（イ）　それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行う。
（ウ）　適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業を行うことができる。なお、皆伐による場合は伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図る。
（エ）　特定広葉樹の育成を行う森林施業を行う。

なお、長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限については表Ⅱ-4-1-2のとおりとし、それぞれの森林の区域については、Ⅵ付属資料２別表２により定めるものとします。

表Ⅱ-4-1-2 長伐期施業を行う場合の森林の伐期齢の下限

単位（伐期齢：年）

地区	樹種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
白川町全域	64	80	64	56	96	32

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、原則として第５「森林配置計画の将来目標区分に関する事項」において設定する「木材生産林」の区域内において設定するものとします。

なお、これらの区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

それぞれの森林の区域については、Ⅵ付属資料２別表１により定めるものとします。

（２）施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則として植栽による更新を行います。

３　（略）

第５　森林配置計画の将来目標区分に関する事項

１　基本的な考え方

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

① 森林配置計画は飛騨川地域森林計画の対象となる民有林を対象とします。
② 将来目標区分は、原則林班を単位として設定します。
③ 林班ごとの将来目標区分は、２に示す設定に関する基準に基づき、地域の実情を踏まえて設定します。
④ 将来目標区分が定まらない区域は白地とします。

また、将来目標区分の設定に当たっては図Ⅱ-5-1-1で示す将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応関係を参考に、分かりやすいものとなるよう配慮・調整することとします。

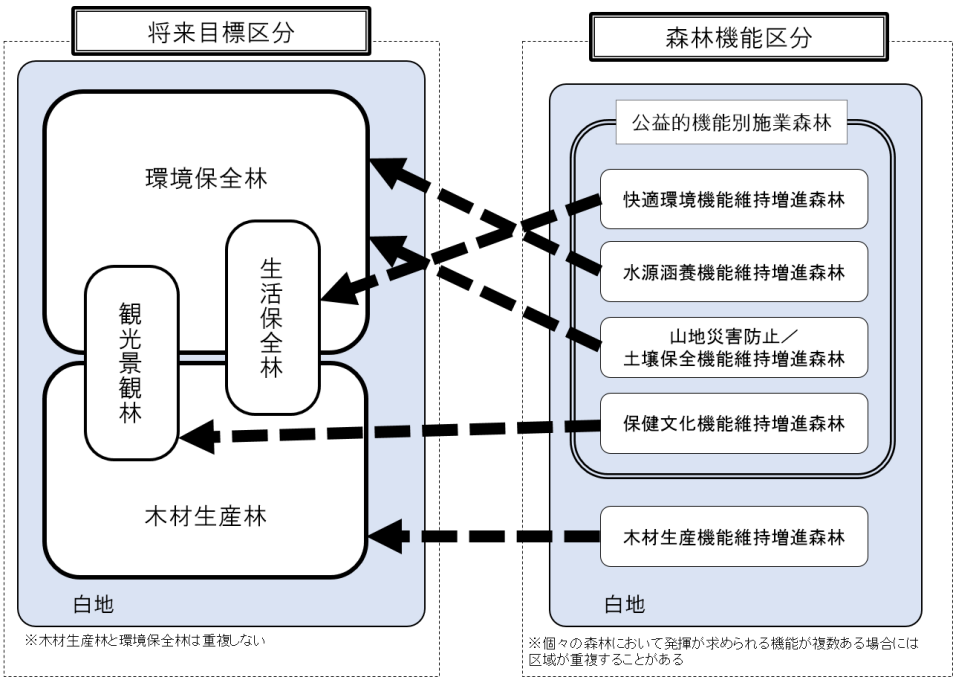

※矢印については概ねの対応関係を示すものであり、必ずしも1対1ということを意味するものではないことに留意
（ex.環境保全林の一部に木材生産機能維持増進森林があることもありうる）

図Ⅱ-5-1-1　将来目標区分と森林機能区分の大まかな対応図

２　　（略）

３　　（略）

４　　（略）

５　　（略）

第６　（略）

第７　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　（略）

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

共同施業を実施するため、白川町及び森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

なお、実施地区内での具体的な施業は、白川町、岐阜県地域森林監理士、森林組合等の森林施業プランナー及び林業普及指導員が中心となり、検討会を開催して間伐や広葉樹の育成に配慮した施業を普及していくものとします。

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法や施業の共同実施の実効性を担保するため、県関係機関と協議の上、必要に応じて指導を行います。また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施すべき森林施業にあっては、森林組合をはじめとする白川町内林業事業体との連携を緊密に行い、共同施業を実施するため、県関係機関の林業普及指導員にも協力を要請し、普及啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結の促進を図るものとします。

３　（略）

４　（略）

第８　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

（略）

１　（略）

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項

路網整備水準と作業システムの考え方を踏まえ、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を表Ⅱ-8-2-1のとおり設定します。

表Ⅱ-8-2-1 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号
旧稲田団地 （釜淵団地を含む）	584.82 (46.72)	林業専用道瀬戸ヶ平線	4,080	①
和田両団地	171.47	山田1・2線	600	②
		外山1・2線	300	
室原団地	32.82	室原1線	150	③
		室原2線	150	
		室原3線	150	
		室原4線	150	
桃木団地	60.76	桃木1線	700	④
		桃木2線	500	
		桃木3線	1800	
		桃木4線	200	
寒陽気団地	55.2	寒陽気5線	300	⑤

室山団地	92.98	室山1線	1200	⑥
		室山2線	150	
角料・落合団地	75.79	角料・落合1線	250	⑦
須崎団地	150.64	須崎2線	550	⑧
谷木屋・井戸木屋団地	78.98	谷木屋4線	300	⑨
		井戸木屋1線	500	
		井戸木屋2線	1000	
ニッ森・大島団地	171.90	大島線1	250	⑩
		大島線2	100	
		大島線3	300	
烏山団地	78.88	烏山10線	100	⑪
栩木団地	47.14	栩木中線	500	⑫

※位置については、概要図にて図示する。

３　作業路網の整備に関する事項

(1)　（略）

(2)　（略）

(3)　細部路網の作設に関する留意点

ア 細部路網の整備計画

①　（略）

②　施工上の留意事項

・施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。

・森林作業道開設にあたっては、特に表Ⅱ-8-3-2の事項に配慮します。

表Ⅱ-8-3-2 森林作業道開設にあたって配慮すべき事項

区分	配慮すべき事項
線形	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。
切土	できる限り低く（１．５ｍ程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を適切に行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 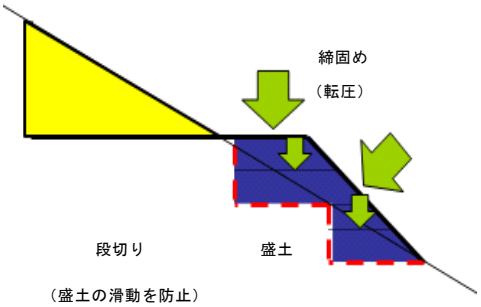 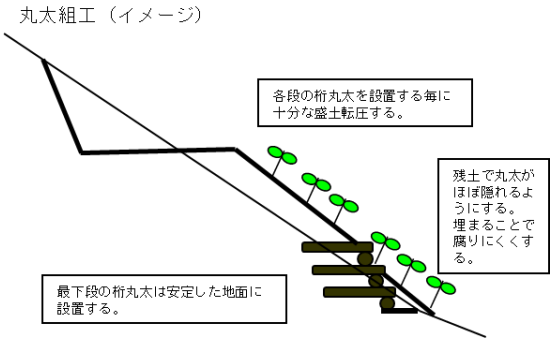
小渓流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小渓流の横断には、原則として洗越工を施工する。 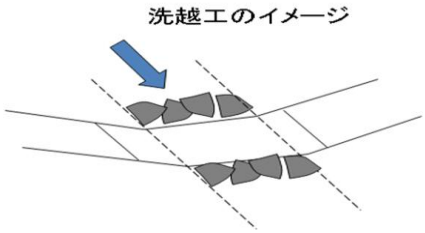
路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。
残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ　（略）

４　　（略）

第９　その他必要な事項

１　　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（１）　（略）

（２）　森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

現場技能者キャリアアップ研修等による高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。また、高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

（３）　（略）

（４）　（略）

２　　（略）

３　　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

（１）　木材流通の合理化

本町の森林資源を背景とした特色あるスギ・ヒノキの主産地を形成するため、複数の木材市場を拠点として素材生産者、流通業者及び民有林・国有林が一体となって、地域材の計画的な素材生産を推進し、需要に即した木材製品を安定的に供給できるように、原木流通から木材製品の加工・流通まで一環した体制整備と合理化を図ることとします。

森林所有者への理解を深めるため、透明性の高い受託システムを推進し、小面積区分皆伐など多様な森林整備を計画的に進める団地の設置を推進するものとします。

山土場、ストックヤード等における仕分体制の整備、原木市場の系列化・統合等による流通ロットの拡大、仕分や倉庫機能の役割の強化、良質材は市売り、Ｂ材Ｃ材は工場等への直納する形態の促進などの流通システムの構築及び普及を促進するものとします。

また、小規模な素材生産をとりまとめる需給調整組織の設置、協定の締結などによる製材工場等への直送による安定的供給体制の整備を促進するものとします。

（２）　（略）

（３）　（略）

（４）　（略）

Ⅲ（略）
Ⅳ（略）
Ⅴその他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

(1)　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

・Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
・Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
・Ⅱの第6の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
・Ⅲの　森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2)　森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第１号ロの規定に基づく区域は、表Ⅴ-1-1-1のとおりです。

指定については、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する2 ～ 10個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して行うものとします。

表Ⅴ-1-1-1 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
該当なし		

２　（略）
３　（略）
４　（略）
５　（略）
６　（略）
７　（略）

Ⅵ　付属資料

１（略）

２　別表

【別表１】公益的機能別施業森林等の区域
（集計表）

区　　分	面積(ha)
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （水源涵（かん）養機能維持増進森林）	6,632.02
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）	2,786.98
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （快適環境形成機能維持増進森林）	726.80
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （保健文化機能維持増進森林）	103.59
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （木材等生産機能維持増進森林）	1,305.87
合　計	11,555.26

区　　分	森　林　の　区　域	面積(ha)
水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （水源涵（かん）養機能維持増進森林）	【別紙1-1参照】	6,632.02
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）	【別紙1-2参照】	2,786.98
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （快適環境形成機能維持増進森林）	【別紙1-3参照】	726.80
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）	【別紙1-4参照】	103.59
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （木材等生産機能維持増進森林）	【別紙1-5参照】	1,305.87
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能な森林		
	合　計	11,555.26

【別表２】公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法

（集計表）

施　業　の　方　法		面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		5,528.26
長伐期施業を推進すべき森林		400.86
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	2,913.22
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	－
	合　計	8,842.34

施　業　の　方　法		森　林　の　区　域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		【別紙1-6参照】	5,528.26
長伐期施業を推進すべき森林		【別紙1-7参照】	400.86
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	【別紙1-8参照】	2,913.22
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	－
		合　計	8,842.34

【別表３】鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
シカ	計画区域の全域	20,961.55
カモシカ	8,9,11,12,13,14,15,16,17,19,42,55,56,57,58,59,61,62,63,77,78,79,80,447,448,449,452,453,454,467,468,481,489,490,491,492,493,494,495,496,497,498,499,500	1,947.60
クマ	42,85,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105,106,107,108,110,111,112,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,123,124,255,256,257,258,259,260,261,263,397,399,402,403	1,955.69
ノウサギ	6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,25,26,54,55,56,57,58,59,61,62,63,64,65,77,78,79,80	1,773.57

【別表４】（略）

【別表５】（略）

【別表６】森林配置計画における将来目標区分の区域

（集計表）

区　　分	面 積 (ha)
木 材 生 産 林	17,718.89
環 境 保 全 林	3,242.66
観 光 景 観 林	8,474.01
生 活 保 全 林	30.36

林班	森　林　の　将　来　目　標　区　分				備　考
	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林	
1		○	○		
2		○	○		
3	○				
4		○	○		
5		○	○		
6		○			
7		○	○		
8		○	○		
9		○	○		
10		○	○		
11		○	○		
12	○		○		
13	○		○		
14	○		○	○	
15		○			
16		○	○		
17		○	○		
18		○			
19	○				
20	○				
21	○				
22	○				
23	○				
24	○				
25		○	○		
26		○	○		
27		○	○		
28	○		○		

29	○				
30	○		○		
31	○		○		
32		○	○		
33	○		○		
34	○		○		
35		○	○		
36	○		○		
37		○	○		
38	○				
39	○				
40	○				
41	○				
42	○				
43	○				
44	○				
45		○			
46		○		○	
47	○		○		
48	○		○		
49	○		○		
50	○				
51	○		○		
52	○		○		
53	○		○		
54		○	○		
55		○			
56		○	○		
57		○	○		
58		○			
59	○				
60	○				
61		○			
62		○	○		
63		○	○		
64	○		○		
65	○				
66	○		○		
67		○	○		

68		○	○		
69	○				
70	○				
71	○				
72		○	○		
73		○	○		
74		○	○		
75		○	○		
76	○				
77	○				
78	○				
79	○				
80	○				
81	○		○		
82	○		○		
83	○		○	○	
84	○		○		
85	○		○		
86	○		○		
87	○				
88	○		○		
89	○		○		
90	○		○		
91	○				
92		○	○		
93		○	○		
94	○				
95	○				
96	○		○		
97	○		○		
98	○		○		
99	○		○		
100	○		○		
101	○		○		
102	○		○		
103		○	○		
104		○			
105		○			
106		○			

107		○			
108		○			
109		○			
110	○	○			イ（環境保全）ロ（木材生産）
111	○				
112	○		○		
113	○		○		
114		○	○		
115	○				
116	○				
117	○				
118	○				
119	○				
120	○		○		
121	○				
122	○				
123		○			
124		○	○		
125	○				
126	○				
127	○				
128	○				
129	○		○		
130		○	○		
131	○		○		
132		○	○		
133	○				
134		○	○	○	
135	○				
136	○				
137		○			
138	○		○	○	
139	○		○	○	
140	○		○		
141		○			
142		○			
143	○				
144	○				
145	○				

146		○	○		
147	○		○		
148	○				
149	○		○		
150	○		○		
151	○		○		
152	○		○		
153	○		○		
154	○		○	○	
155		○			
156	○		○	○	
157	○		○	○	
158	○				
159	○				
160	○				
161	○				
162	○				
163	○				
164	○				
165	○				
166	○				
167	○				
168	○				
169	○				
170	○				
171	○				
172	○				
173	○				
174	○				
175		○			
176	○				
177	○				
178	○		○	○	
179	○				
180		○			
181	○		○		
182		○	○		
183		○	○		
184	○		○		

185	○		○		
186	○		○		
187	○		○		
188	○				
189	○				
190	○		○		
191	○		○		
192	○				
193		○	○		
194	○				
195	○				
196	○				
197	○				
198	○				
199	○				
200	○		○		
201	○				
202	○				
203	○				
204	○				
205	○		○		
206	○		○		
207	○		○		
208	○				
209	○		○		
210	○		○		
211	○				
212	○				
213	○				
214	○				
215	○				
216	○				
217	○				
218	○				
219	○				
220	○				
221	○				
222	○				
223	○				

224	○				
225	○				
226	○				
227	○				
228	○		○		
229	○				
230	○				
231	○				
232	○		○		
233	○		○		
234	○		○		
235	○		○		
236	○		○		
237	○		○		
238	○				
239	○		○		
240	○		○		
241	○		○		
242	○				
243	○				
244	○				
245	○				
246	○				
247	○				
248	○				
249	○				
250	○				
251	○				
252	○				
253	○				
254	○		○		
255	○				
256	○				
257	○				
258	○				
259	○				
260	○				
261	○				
262	○				

263	○				
264	○				
265	○				
266	○				
267	○				
268	○				
269	○				
270	○				
271	○				
272	○		○		
273	○				
274	○		○		
275	○		○		
276	○		○		
277	○				
278	○		○		
279	○		○		
280	○		○		
281	○		○		
282	○				
283	○				
284	○		○		
285	○		○		
286	○				
287	○		○		
288	○		○		
289	○		○		
290	○				
291	○				
292	○		○		
293	○				
294	○				
295	○				
296	○				
297	○				
298	○				
299	○				
300	○				
301	○				

302	○				
303	○				
304	○		○		
305	○		○		
306	○		○		
307	○		○		
308	○		○		
309	○		○		
310	○		○		
311	○		○		
312	○		○		
313	○		○		
314	○		○		
315	○		○	○	
316	○				
317	○			○	
318	○			○	
319	○				
320	○				
321	○				
322	○				
323	○				
324	○				
325	○				
326	○				
327	○				
328	○				
329	○				
330	○				
331	○				
332	○				
333	○				
334	○				
335	○				
336	○				
337	○				
338	○		○	○	
339	○		○		
340	○		○	○	

341	○		○	○	
342	○			○	
343	○		○	○	
344	○		○		
345	○		○		
346	○		○		
347	○		○		
348	○		○		
349	○				
350	○				
351	○				
352	○				
353	○		○		
354	○		○		
355	○		○		
356	○		○		
357	○				
358	○		○		
359	○		○		
360	○		○		
361	○		○		
362	○		○		
363	○		○		
364	○				
365	○				
366	○				
367	○				
368	○				
369	○				
370	○				
371	○				
372	○				
373	○				
374	○				
375	○				
376	○				
377	○				
378	○				
379	○				

380	○				
381	○				
382	○				
383	○				
384	○				
385	○				
386	○		○		
387	○				
388	○				
389	○				
390	○		○		
391	○		○		
392	○		○		
393	○		○	○	
394	○				
395	○				
396	○				
397	○		○		
398	○				
399	○				
400	○				
401	○				
402	○				
403	○				
404	○				
405		○			
406	○		○		
407	○				
408	○		○		
409		○	○	○	
410		○	○	○	
411	○		○		
412	○		○		
413	○		○		
414	○		○		
415	○		○		
416		○	○	○	
417	○				
418	○				

419	○				
420	○				
421	○				
422	○				
423	○				
424	○				
425	○				
426	○				
427	○				
428	○				
429	○		○		
430	○				
431	○				
432	○			○	
433	○		○		
434	○		○		
435	○		○	○	
436	○				
437	○			○	
438	○		○	○	
439	○			○	
440	○			○	
441	○			○	
442	○				
443	○			○	
444	○				
445	○			○	
446	○			○	
447	○		○	○	
448	○		○	○	
449	○		○	○	
450	○		○		
451	○		○		
452	○				
453	○				
454	○				
455	○				
456	○				
457	○				

458	○		○		
459	○		○		
460		○	○		
461		○			
462		○			
463	○		○		
464	○		○	○	
465	○		○	○	
466	○		○	○	
467	○		○		
468	○		○		
469	○				
470	○			○	
471	○				
472	○				
473	○				
474	○				
475	○				
476	○				
477	○			○	
478	○				
479	○				
480	○				
481	○		○		
482	○				
483	○				
484	○				
485	○				
486	○				
487	○				
488	○				
489	○		○		
490	○		○		
491	○		○		
492	○		○		
493	○			○	
494	○		○	○	
495	○			○	
496	○		○	○	

497	○		○		
498	○		○		
499	○		○	○	
500	○				

※“○”は各区分に設定することの合意形成が得られたことを示す。